

令和 8 年 金沢市教育委員会議第 6 回定例会

1 日 時：令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 1 3 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2 階 2201 会議室

3 審議等

頁

議案第 1 5 号 金沢子どもを育む行動推進委員会委員の委嘱等について

【非公開案件】（教育総務課）・・・ 1

議案第 1 6 号 金沢市教育委員会事務決裁規則等の一部改正について

（教育総務課）・・・ 3

議案第 1 7 号 金沢市図書館の開館時間の変更等について

（図書館総務課）・・・ 2 3

報告第 7 号 学校屋内運動場等空調設備整備事業における P F I 方式の導入手続きの開始について

（教育総務課）・・・ 2 5

報告第 8 号 令和 8 年度金沢市立小中学校児童・生徒数等について

（学校職員課）・・・ 2 7

報告第 9 号 金沢市立小中学校の勤務時間記録の集計結果（令和 7 年度分）について

（学校職員課）・・・ 2 9

報告第 1 0 号 令和 8 年度金沢市教員採用候補者選考試験の申込状況について

（学校職員課）・・・ 3 2

報告第 1 1 号	新たな金沢型工業教育モデル懇話会の設置について	(市立工業高等学校事務局)・・・34
報告第 1 2 号	瑞芳高級工業職業学校への交流団派遣について	(市立工業高等学校事務局)・・・36
報告第 1 3 号	令和 8 年度かなざわ市民アカデミーについて	(生涯学習課)・・・38
報告第 1 4 号	韓国・全州市立図書館への訪問について	(図書館総務課)・・・40
その他 (1)	今後の水泳授業のあり方検討について	(学校指導課)・・・42
	(2) 次回の定例会議の日程について	

金沢子どもを育む行動推進委員会委員の委嘱等について
【非公開案件】

令和8年6月26日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

金沢市教育委員会事務決裁規則等の一部改正について

令和8年6月26日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

第 8 類第 1 章第 2 節

改正理由

教育委員会事務局の組織の見直しに伴い、関係規定を改正する。

改正内容

1 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正（第 1 条関係）

教育施設課に関する規定の追加

2 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正（第 2 条関係）

教育施設課に関する規定の追加

施行期日

令和 8 年 7 月 1 日

金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

（金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第 1 条 金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和 60 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

	14 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○			を
	15 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○			
	16 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○			

教育施設課	14 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○			に
	15 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○			
	1 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○			

改める。

（金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正）

第 2 条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

	教育施設等整備室	施設管理係 学校事務係 学校給食係	を
	教育施設課	学校事務係 学校給食係 施設管理係 施設整備係	に

改める。

第 4 条第 1 項の表中

	12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項		
施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項		を

		3 通学路の整備に関する事項
		4 学校の環境衛生管理に関する事項

」

		12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
--	--	---------------------------

に、

」

	教育施設等整備室	1 義務教育施設の建設に関する事項
		2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項
		3 学校給食の施設整備に関する事項
		4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項

を

」

教育施設課	施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項
		2 義務教育施設の管理に関する事項

		3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項 5 他係に属しない事項
	施設整備係	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現行
第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。 (2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。 (3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。 (4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。 (5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。 (6) 課 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する課及び学校教育センター並びに市立工業高等学校をいう。 (7) 事務局長 規則に規定する事務局長をいう。 (8) 次長 規則に規定する次長で、教育委員会があらかじめ指定する事務を所管するもの（教育プラザにあつては、総括施設長）をいう。 (9) 課長 課の長（市立工業高等学校にあつては、市立工業高等学校事務局長）をいう。 第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、金沢市教育委	第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。 (2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。 (3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。 (4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。 (5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。 (6) 課 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する課及び学校教育センター並びに市立工業高等学校をいう。 (7) 事務局長 規則に規定する事務局長をいう。 (8) 次長 規則に規定する次長で、教育委員会があらかじめ指定する事務を所管するもの（教育プラザにあつては、総括施設長）をいう。 (9) 課長 課の長（市立工業高等学校にあつては、市立工業高等学校事務局長）をいう。 第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、金沢市教育委

員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第5条第1項の規定に基づき、事務局長がその職務（同規則第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。）を代理する。 第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び次長の合議並びに事務局長を経て教育長の決裁を受けなければならない。 第5条 教育長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。 2 教育長及び事務局長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、事務局長が欠けたときは、所管次長がその事務を代決する。 3 事務局長が不在のとき、又は事務局長が欠けたときは、所管次長（所管次長を置かない場合にあっては、所管課長）がその事務を代決する。 4 所管次長が不在のとき、又は所管次長が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。 5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあっては当該事務を担当する課長補佐、学校教育センターにあっては所長補佐、市立工業高等学校にあっては事務局長補佐）がその事務を代決する。 第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。 第7条 代決した事項については、施行後速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。 第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。 (1) 重要又は異例に属する事項 (2) 規定の解釈上疑義のある事項	員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第5条第1項の規定に基づき、事務局長がその職務（同規則第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。）を代理する。 第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び次長の合議並びに事務局長を経て教育長の決裁を受けなければならない。 第5条 教育長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。 2 教育長及び事務局長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、事務局長が欠けたときは、所管次長がその事務を代決する。 3 事務局長が不在のとき、又は事務局長が欠けたときは、所管次長（所管次長を置かない場合にあっては、所管課長）がその事務を代決する。 4 所管次長が不在のとき、又は所管次長が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。 5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあっては当該事務を担当する課長補佐、学校教育センターにあっては所長補佐、市立工業高等学校にあっては事務局長補佐）がその事務を代決する。 第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。 第7条 代決した事項については、施行後速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。 第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。 (1) 重要又は異例に属する事項 (2) 規定の解釈上疑義のある事項
---	---

(3) 先例になると認められる事項

(4) 上司の指示により起案した事項

(5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項

(6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 事務局長、次長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては、「事務局長」とする。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	事務局長	所管次長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定			○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免					教育総務課（職員を含む場合に限る。） 総務課 市民協働

(3) 先例になると認められる事項

(4) 上司の指示により起案した事項

(5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項

(6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 事務局長、次長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては、「事務局長」とする。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	事務局長	所管次長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定			○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免					教育総務課（職員を含む場合に限る。） 総務課 市民協働

					推進課						推進課
3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認					教育総務課	3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認					教育総務課
4 内部組織の委員及び幹事の任免					教育総務課	4 内部組織の委員及び幹事の任免					教育総務課
5 年次有給休暇の処理	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)		5 年次有給休暇の処理	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
6 時間外勤務命令及び休日勤務命令			○	○		6 時間外勤務命令及び休日勤務命令			○	○	
7 所属職員の職務に関する証票（職員証を除く。）の発行			○			7 所属職員の職務に関する証票（職員証を除く。）の発行			○		
8 出張命令（依頼）						8 出張命令（依頼）					
(1) 市内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)		(1) 市内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
(2) 県内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）	(2) 県内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）
(3) 県外出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）	(3) 県外出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）

(4) 外国旅行命令					人事課 財政課	(4) 外国旅行命令					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼 （費用弁償を含む。）		○ （課長以上相当）	○ （課長補佐以下相当）		人事課 財政課（長期講習旅費に限る。）	(5) 特別旅行依頼 （費用弁償を含む。）		○ （課長以上相当）	○ （課長補佐以下相当）		人事課 財政課（長期講習旅費に限る。）
9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課	9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課	10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課
備考 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。 2 次長又は課長とあるのは、それぞれ、次長又は課長に相当する職にある職員を含む。 2 事務の執行						備考 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。 2 次長又は課長とあるのは、それぞれ、次長又は課長に相当する職にある職員を含む。 2 事務の執行					
専決事項等	専決区分等					専決事項等	専決区分等				
	事務局長	所管次長	所管課長	出先機関の長	合議課		事務局長	所管次長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する	○ （軽易なもの）					1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する	○ （軽易なもの）				

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

事務処理の決定						事務処理の決定					
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課（軽易なものを除く。）	2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課（軽易なものを除く。）
3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ （軽易なもの）			3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ （軽易なもの）		
4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ （軽易なもの）			4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ （軽易なもの）		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○			5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ （軽易なもの）			教育総務課	6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ （軽易なもの）			教育総務課
7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○				7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			
8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課	8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又					文書法制	(2) 訴えの提起又					文書法制

は和解若しくは調停の申立て					課 財政課	は和解若しくは調停の申立て					課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課	(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課
9 損害賠償の処理					総務課 財政課	9 損害賠償の処理					総務課 財政課
10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		○				10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		○			
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)			11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)		
12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)			12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課	13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○		14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○	

15 告示、公告、公表、 公示送達及びその 他公示		○	○ (定例的な もの)		教育総務 課 文書法制 課
16 照会、回答、報告、 通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許 可及び証明書、証 票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開 等の可否の決定		○	○ (軽易なも の)		文書法制 課
19 所管の公用車の 運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成 及び管理			○		
21 嘱託登記の決定			○		
22 扶助の決定	○				
23 所管事務に係る 啓発及び普及に関 すること。			○		
備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。					
別表第2（第9条関係）					
各課個別専決事項					

15 告示、公告、公表、 公示送達及びその 他公示		○	○ (定例的な もの)		教育総務 課 文書法制 課
16 照会、回答、報告、 通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許 可及び証明書、証 票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開 等の可否の決定		○	○ (軽易なも の)		文書法制 課
19 所管の公用車の 運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成 及び管理			○		
21 嘱託登記の決定			○		
22 扶助の決定	○				
23 所管事務に係る 啓発及び普及に関 すること。			○		
備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。					
別表第2（第9条関係）					
各課個別専決事項					

課名	専決事項	専決区分等				
		事務 局長	所管 次長	所管課 長	出先 機関 の長	合議課
教育総務課	1 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	2 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
	4 職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		
	5 職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
	6 職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
	7 職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	8 職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
	9 職員証及び履歴の証明の発行			○		
	10 職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
	11 職員（学校職員等を除く。）の			○		

課名	専決事項	専決区分等				
		事務 局長	所管 次長	所管課 長	出先 機関 の長	合議課
教育総務課	1 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	2 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
	4 職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		
	5 職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
	6 職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
	7 職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	8 職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
	9 職員証及び履歴の証明の発行			○		
	10 職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
	11 職員（学校職員等を除く。）の			○		

	人事記録の整理							人事記録の整理								
	12 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○				12 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○					
	13 文書番号となる記号の決定			○				13 文書番号となる記号の決定			○					
	「削る。」							14 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○					
	14 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○				15 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○					
	15 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○				16 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○					
教育施設課	1 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○												
学校職員課	1 学校職員等の育児休業の承認			○				学校職員課	1 学校職員等の育児休業の承認			○				
	2 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○				2 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○					
	3 学校職員等の部分休業の承認			○				3 学校職員等の部分休業の承認			○					
	4 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○				4 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○					
	5 学校職員等の配偶者同行休業の承認			○				5 学校職員等の配偶者同行休業の承認			○					
	6 学校職員等の職務専念義務の免除			○				6 学校職員等の職務専念義務の免除			○					
	7 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特			○				7 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特			○					

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現行		
(趣旨) 第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (組織) 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。			(趣旨) 第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (組織) 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。		
事務局等	課等	係	事務局等	課等	係
事務局	教育総務課	企画庶務係	事務局	教育総務課	企画庶務係
					施設管理係
		学校事務係			学校事務係
		学校給食係			学校給食係
	教育施設課			教育施設等整備室	
		施設管理係		(新設)	
		施設整備係			
	学校職員課	学校職員係		学校職員課	学校職員係
		企画庶務係			企画庶務係
		小学校指導係			小学校指導係
		中学校指導係			中学校指導係
	学校指導課	デジタル・学力向上係		学校指導課	デジタル・学力向上係
	生徒指導支援室			生徒指導支援室	
	学びの多様化学校開設準備室			学びの多様化学校開設準備室	
	生涯学習課	家庭教育係		生涯学習課	家庭教育係
		地域教育係			地域教育係
	中央公民館			中央公民館	
	キゴ山ふれあい研修センター			キゴ山ふれあい研修センター	

	図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	総務係
教育プラザ	学校教育センター 特別支援教育サポートセンター	企画庶務係 教育相談係 研修係

2 事務局に事務局長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。

(事務局長等の職務)

第3条 事務局長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項
	係	2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項

	図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	総務係
教育プラザ	学校教育センター 特別支援教育サポートセンター	企画庶務係 教育相談係 研修係

2 事務局に事務局長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。

(事務局長等の職務)

第3条 事務局長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項
	係	2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項

		3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の収受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項			3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の収受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	「削る。」	「削る。」			
学校事務係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項		施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
学校給食係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項		学校給食係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項	

金沢市図書館の開館時間の変更等について

令和8年6月26日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

金沢市図書館の開館時間の変更等について

金沢市図書館規則第4条の規定により、金沢市図書館の開館時間を下記のとおり変更する。

また、これに伴い、金沢市図書館規則第14条の規定により、玉川こども図書館の駐車場の入場時間を下記のとおり変更する。

記

1 目 的

夏休み期間中、金沢市図書館の開館時間の変更等を行い、児童生徒の図書館の利用を促進し、子ども読書の推進を図る。

2 変更内容

午前10時の開館時間を30分繰り上げ、午前9時30分とする。

玉川こども図書館の駐車場の入場時間を30分繰り上げ、午前9時とする。

3 実施期間

令和8年7月18日（土）から8月31日（月）まで（45日間）

4 実施図書館

(1)長町図書室

(2)泉野図書館

(3)玉川こども図書館（近世史料館を含む）

(4)金沢海みらい図書館

※玉川図書館は改修工事のため休館中（令和7年7月1日（火）～令和8年12月予定）

※玉川図書館城北分館は、通年、午前9時30分開館

学校屋内運動場等空調設備整備事業における P F I 方式の導入手続きの開始について

令和8年6月26日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

学校屋内運動場等空調設備整備事業における P F I 方式の導入手続きの開始について

学校屋内運動場等空調設備整備事業において、設計から施工、メンテナンスを一括して発注する P F I 方式の導入に向けた今後の手続きを報告する。

1 概要

- (1) 対 象 市立小・中学校、市立工業高等学校など87施設
- (2) 事業期間 整備期間 令和9～11年度 の3年間
維持管理期間 令和10～24年度 の15年間

2 今後の手続きのスケジュール（予定）

年 月	内 容
令和8年7月	第1回 PFI事業者選定会（実施方針(募集要項)等審議)
8月	実施方針の公表
9月	補正予算案(債務負担行為)を市議会上程
10月	第2回 PFI事業者選定会（特定事業選定）
11月	公告／公募開始
令和9年1月	第3回 PFI事業者選定会（事業者選定）
3月	事業契約締結議案を市議会上程
4月	事業着手

参考 学校屋内運動場等空調設備整備事業 P F I 事業者選定会

- (1) 目 的 P F I 事業者の選定を公平かつ適正に実施するため設置
- (2) 委員構成 佐藤 清和 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授
難波 悠 東洋大学経済学研究科公民連携専攻教授
永野 紳一郎 金沢工業大学建築学部建築学科教授
米田 満 公認会計士
金沢市副市長

令和 8 年度金沢市立小中学校児童・生徒数等について

令和 8 年 6 月 2 6 日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

令和8年度金沢市立小中学校児童・生徒数等について

令和8年5月1日現在の金沢市立小中学校児童・生徒数等について報告する。

1. 児童・生徒数の推移 (単位：人)

	平成28年	令和3年	令和7年	令和8年
小 学 校	23,487	22,582	21,269	20,501
中 学 校	11,622	11,232	10,695	10,760
合 計	35,109	33,814	31,964	31,261

2. 教員数の推移 (単位：人)

	平成28年	令和3年	令和7年	令和8年
小 学 校	1,231	1,235	1,254	1,251
中 学 校	695	694	685	692
合 計	1,926	1,929	1,939	1,943

※教員数：校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、再任用教諭、欠員講師
(養護教諭・事務職員・栄養教諭の数を除く。)

3. 学級数の推移 (単位：学級)

		平成28年	令和3年	令和7年	令和8年
小 学 校	通 常 学 級	791	765	752	729
	特別支援学級	110	127	141	152
	小 計	901	892	893	881
中 学 校	通 常 学 級	338	327	308	311
	特別支援学級	50	50	62	69
	小 計	388	377	370	380
合 計	通 常 学 級	1,129	1,092	1,060	1,040
	特別支援学級	160	177	203	221
	総 合 計	1,289	1,269	1,263	1,261

※5月1日は児童・生徒数等の確定日

金沢市立小中学校の勤務時間記録の集計結果（令和 7 年度分）について

令和 8 年 6 月 2 6 日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

金沢市立小中学校の勤務時間記録の集計結果（令和7年度分）について

令和7年度における金沢市立小中学校教職員の時間外在校等時間の状況について報告する。

1. 対象者数及び対象職種等 ※令和7年5月1日調査時点の人数

	学校数	教職員数	対象職種
小学校	53校	1,334名	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、 養護教諭、栄養教諭、事務職員、講師 (短時間再任用教諭、非常勤講師は除く)
中学校	24校	722名	
合計	77校	2,056名	

2. 時間外在校等時間の平均 ※（ ）内は令和6年度

	区分	1か月あたりの平均		内 訳			
				勤務日		週休日・休日	
小学校	4～6月	41h32m	(42h54m)	40h59m	(42h16m)	0h33m	(0h38m)
	7～9月	23h00m	(23h48m)	22h41m	(23h23m)	0h18m	(0h25m)
	10～12月	33h27m	(35h54m)	33h01m	(35h19m)	0h26m	(0h34m)
	1～3月	29h21m	(30h20m)	28h58m	(29h53m)	0h23m	(0h26m)
	R7年度	31h51m	(33h15m)	31h25m	(32h43m)	0h25m	(0h31m)
中学校	4～6月	54h03m	(56h24m)	44h48m	(46h28m)	9h14m	(9h55m)
	7～9月	34h08m	(34h05m)	26h19m	(26h28m)	7h49m	(7h36m)
	10～12月	42h22m	(44h16m)	35h52m	(37h29m)	6h29m	(6h46m)
	1～3月	34h44m	(36h02m)	29h28m	(30h01m)	5h15m	(6h00m)
	R7年度	41h20m	(42h40m)	34h08m	(35h06m)	7h12m	(7h34m)

○1か月あたりの平均は、令和6年度と比較して、小学校で1時間24分、中学校で1時間20分減少した。

○週休日・休日は、令和6年度と比較して、小学校で6分、中学校で22分減少した。

3. 時間外在校等時間の分布

※（ ）内は令和6年度

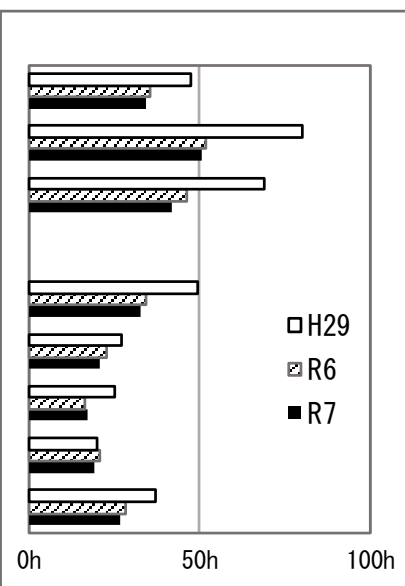
	区分	0～30h	30h～45h	45h～80h	80h超
小学校	4～6月	29.5%	26.7%	41.7%	2.2% (2.5%)
	7～9月	63.6%	21.4%	14.6%	0.3% (0.3%)
	10～12月	45.0%	28.5%	25.8%	0.7% (0.9%)
	1～3月	54.3%	29.3%	16.2%	0.2% (0.2%)
	R7年度	48.1%	26.5%	24.6%	0.9% (1.0%)
中学校	4～6月	19.0%	18.6%	45.8%	16.5% (19.7%)
	7～9月	49.9%	17.3%	27.8%	5.1% (5.4%)
	10～12月	31.3%	25.2%	36.8%	6.7% (7.9%)
	1～3月	43.4%	28.6%	26.0%	2.0% (2.3%)
	R7年度	35.9%	22.4%	34.1%	7.6% (8.8%)

○1か月あたり80時間を超える者の割合は、令和6年度と比較して、小学校で0.1ポイント、中学校で1.2ポイント減少した。

4. 令和7年度の職種別集計

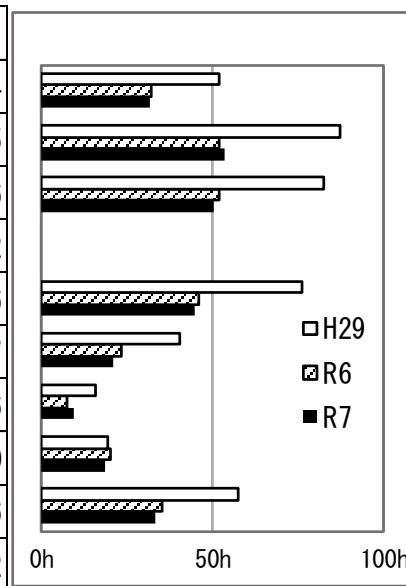
(1) 小学校 ※（ ）内は令和6年度

職種	令和7年度の平均	人数
校長	34h14m (35h42m)	49
教頭	50h42m (51h47m)	53
主幹教諭	42h01m (46h24m)	19
指導教諭		
教諭	32h59m (34h19m)	934
養護教諭	20h57m (22h44m)	55
栄養教諭	17h17m (16h33m)	20
事務職員	19h07m (20h50m)	58
講師	26h45m (28h18m)	146
総計	31h51m (33h15m)	1,334



(2) 中学校 ※（ ）内は令和6年度

職種	令和7年度の平均	人数
校長	31h41m (32h14m)	24
教頭	53h41m (51h50m)	25
主幹教諭	50h16m (51h56m)	16
指導教諭	— (—)	2
教諭	44h51m (46h11m)	516
養護教諭	21h01m (23h15m)	27
栄養教諭	9h34m (7h21m)	6
事務職員	18h42m (20h07m)	30
講師	33h10m (35h19m)	76
総計	41h20m (42h40m)	722



○1か月あたりの平均が最も多いのは、小学校、中学校ともに教頭である。

○令和6年度と比較して増加したのは、小学校の栄養教諭、中学校の教頭及び栄養教諭である。

令和8年度金沢市教員採用候補者選考試験の申込状況について

令和8年6月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和 8 年度 金沢市教員採用候補者選考試験の申込状況について

令和 8 年度金沢市教員採用候補者選考試験における申込状況について報告する。

1 申込状況

試験区分	採用予定数	申込者数
理 科	若干名	0 名
工 業（電子情報）	若干名	2 名
工 業（建築）	若干名	2 名
工 業（土木）	若干名	2 名
計		6 名

2 選考試験について

(1) 第 1 次試験

- ・ 試 験 日 令和 8 年 7 月 4 日（土）
- ・ 試験会場 金沢市役所第二本庁舎（金沢市柿木畠 1－1）
- ・ 試験科目 教養試験、専門試験、適性検査、集団面接

(2) 第 2 次試験

- ・ 試 験 日 令和 8 年 8 月 22 日（土）
- ・ 試験会場 金沢市立工業高等学校（畝田東 1－1－1）
- ・ 試験科目 模擬授業、口頭試問、個人面接
- ・ 可否通知 9 月下旬に受験者全員に郵送で通知 ※市ホームページでも合格者受験番号を掲載

新たな金沢型工業教育モデル懇話会の設置について

令和8年6月26日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

新たな金沢型工業教育モデル懇話会の設置について

1 設置の目的

令和3年度に策定した「金沢型工業教育モデル」の実践開始から5年が経過することに加え、現在策定が進められている次期学習指導要領の産業教育WGにおける議論や急速な技術革新をはじめとする社会環境の変化、「金沢市教育振興基本計画」の趣旨を取り入れた、時代に即応する「新たな金沢型工業教育モデル」を策定するために懇話会を設置する。

2 委員（10人）

（敬称略 ※学識経験者、産業界関係者、学校関係者は五十音順）

学識経験者	池 本 良 子	金沢大学 名誉教授
	猪 熊 孝 夫	金沢大学 理工研究域電子情報通信学系 教授
	木 村 竜 也	金沢工業大学 基礎教育部教職課程 教授
	山 岸 邦 彰	金沢工業大学 建築学部建築学科 教授
産業界関係者	上 田 学	米沢電気工事株式会社 代表取締役社長
	高 松 宗一郎	高松機械工業株式会社 代表取締役社長
	細 野 昭 雄	株式会社アイ・オー・データ機器 代表取締役会長兼社長
	森 高 靖 子	加賀建設株式会社 土木部課長（石川県建設業協会女性部 会長）
学校関係者	神 農 幸 子	金沢市立紫錦台中学校 校長（金沢市立中学校長会 副会長）
	松 崎 則 代	金沢市立工業高等学校 学校評議員（金沢市立工業高等学校 前PTA会長）

3 今後の予定

- ・第1回懇話会 令和8年 8月頃
- ・第2回懇話会 令和8年10月頃
- ・第3回懇話会 令和9年 1月頃
- ・提 言 令和9年 2月頃
- ・策 定 令和9年 3月

瑞芳高級工業職業学校への交流団派遣について

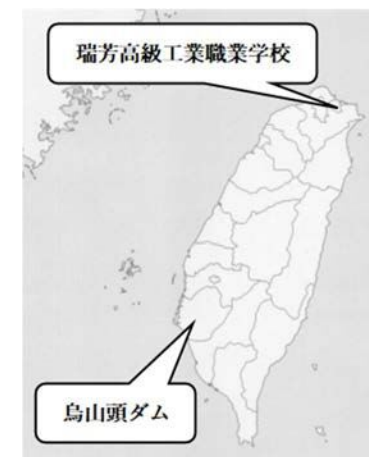
令和8年6月26日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

瑞芳高級工業職業学校への交流団派遣について

台湾の水利事業に尽くした八田與一技師が創設に携わり、金沢市立工業高等学校と共通する学科を有する新北市立瑞芳高級工業職業学校との本格的な交流を開始するため、金沢市立工業高等学校の生徒・教員を派遣する。

- 1 日 程 令和8年7月20日（月）～23日（木）
- 2 交 流 団 金沢市立工業高等学校 中村健一校長、教員2名、生徒11名 計14名
- 3 内 容 金沢市立工業高等学校の土木や建築等の各学科におけるものづくり教育をさらに推進するため、測量、製図、木材・金属の工作機械操作、プログラミングの実習等を通して両校の生徒が協働的な学びを深めるほか、瑞芳高級工業職業学校の先進的な設備を見学する。



(参考：昨年度視察時の様子)



令和8年度かなざわ市民アカデミーについて

令和8年6月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

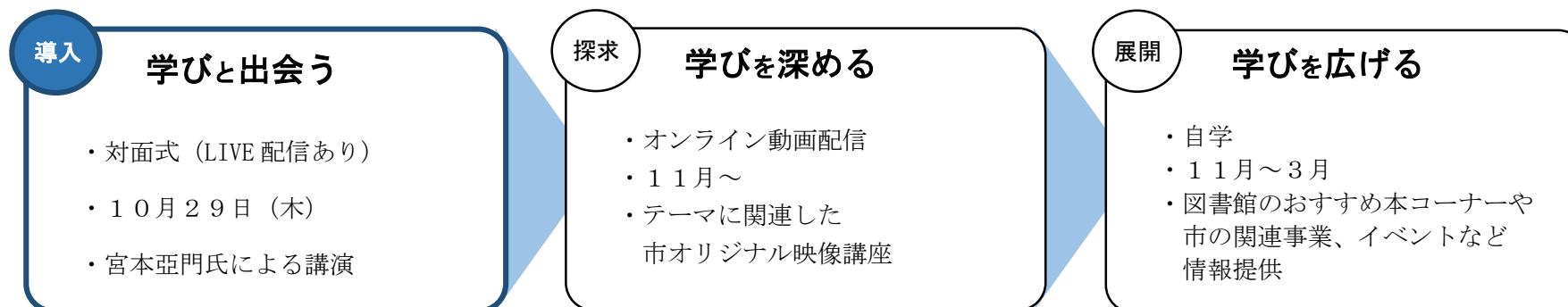
令和8年度かなざわ市民アカデミーについて

金沢が誇る地域文化や新たなジャンルから、テーマを一つ取り上げ、段階的に学ぶことができる生涯学習講座『かなざわ市民アカデミー』を開催する。

より多くの方に参加していただけるよう、対面とオンラインの併用により講演会を開催するなど、学ばれる方が時間と場所を選択し、学習を進めることができる流れとしている。

1 令和8年度テーマ 日常にアートを、心に彩りを。

2 かなざわ市民アカデミーの流れ



3 講演会内容・日程

日	時	令和8年10月29日（木）	18：30～20：00
会	場	金沢市文化ホール	
出	演	宮本 亜門 氏（演出家）	
定	員	760人 ※先着順	
受	講	1,000円	
申	込	令和8年7月1日（水）から9月30日（水）まで	
申	込	電子申請サービス、電話、メール	
配	信	会場開催の様子を有料でLIVE配信 ※定員なし	



韓国・全州市立図書館への訪問について

令和8年6月26日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

韓国・全州市立図書館への訪問について

本市図書館と全州市図書館は、平成27年に締結した「友好提携交流の展開に関する合意書」に基づき、定期的な図書の相互寄贈や職員の交流等を通して、図書館サービス向上及び市民の姉妹都市に対する相互理解と友好を深めている。

今般、図書館関係者を全州市に派遣して、社会情勢の変化に対応し合意項目を追加した合意書を改めて締結し、姉妹都市図書館交流を一層推進するとともに、姉妹都市友好交流の益々の発展に寄与する。

1 日 程

令和8年8月10日（月）～8月12日（水）3日間

8月10日（月） 金沢出発、全州市着

8月11日（火） 合意書再締結式、図書館視察・意見交換等

8月12日（水） 全州市出発、金沢帰着

2 派遣職員（2名）

金沢海みらい図書館（交流担当館）の館長及び司書（主査）

※市代表団の一部として帯同 （市代表団：村山市長、随員職員2名、国際交流員、上記図書館職員2名）

3 これまでの交流実績

① 図書や資料等の交換、人的交流

図書受寄贈（寄贈）1,355冊／（受入）1,354冊 ※寄贈図書を金沢海みらい図書館日本海情報コーナー等で公開

人的交流（訪問）H27 合意書締結、H29「読書大展」招待・参加／（受入）H29・R5 全州図書館訪問団視察

② 文化交流活動

韓紙体験教室、韓国映画上映会、受贈図書読書会、絵本と歌のイベント 等

③ その他

児童サービスに関する事例報告会 等

4 再締結合意書の主な内容

変更点① 合意項目 「デジタル資料の活用に関する情報交換」を追加

変更点② 相手方 実態に合わせ「全州市立完山図書館」から「全州市立図書館」に変更

今後の水泳授業のあり方検討について

気候変動等の影響による熱中症リスクや教員の負担軽減、各学校のプール施設の老朽化を踏まえ、今後の本市における水泳授業のあり方を検討する。

１ 事業概要

試行モデル事業を実施し、アンケート等による効果検証を行うとともに、学識経験者や水泳競技関係者等で構成される検討委員会を設置し、今後の持続可能な水泳授業のあり方について検討を行い、骨子を策定する。

２ 検討内容

- ・実施方法、指導体制（利用施設、外部指導者の活用、時間割編成 等）
- ・試行モデル事業の検証（教育効果、教職員負担、移動コスト 等）

３ 試行モデル事業の実施

- ・実施校 長田町小学校および栗崎小学校（各プール事業者へ委託）
- ・実施期間 ６月～１０月（予定）

４ 検討委員会委員

島倉 晴信	金沢星稜大学 教職支援センター 特任准教授
岩田 英樹	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授
山下 修一	金沢市水泳協会 会長
新谷 愛	金沢プール共同事業体 代表団体 株式会社日本水泳振興会 主任
林 泰三	金沢市ＰＴＡ協議会 副会長
萩 めぐみ	金沢市立長田町小学校 校長（試行モデル事業実施校）
上野 博枝	金沢市立栗崎小学校 校長（試行モデル事業実施校）
上森 範人	金沢市立大徳中学校 校長

５ スケジュール

５月２９日（金）	第１回検討委員会
８月下旬	第２回検討委員会
１０月中旬	第３回検討委員会
１０月以降	骨子の策定